

那 霸 市 公 報

第 1 9 1 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 規 則 ◇

- 那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（生活衛生課）
..... 1015
- 那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（子育て応援課） 1017

◇ 告 示 ◇

- 特例道路占用区域の指定について（道路管理課） 1019
- 那覇市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する要綱（人事課） ... 1020
- 令和 7 年度下半期那覇市の財政状況の公表（財政課） 1021
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課） 1038
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課） 1039
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課） 1040
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について（保護管理課） 1041
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課） 1042

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1043

◇ 公 告 ◇

- 自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務契約に係る入札の実施について（消防局救急課）…………… 1044

◇ 上下水道局規程 ◇

- 那覇市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程の一部を改正する規程…………… 1047
- 那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程…………… 1049

◇ 上下水道局告示 ◇

- 公共下水道の供用及び下水の処理開始について…………… 1054

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1058
- 選挙人名簿の登録を行う日について…………… 1059

◇ 監査委員告示 ◇

- 包括外部監査の事務を補助する者について…………… 1060

規 則

那霸市規則第28号
令和8年5月25日
公 布 済

那霸市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成 25 年那覇市規則第 48 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務)</p> <p>第20条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 法第14条第15項の規定による医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事</p> <p>(11) 法第14条第16項の規定による医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事</p> <p>(12)～(72) [略]</p>	<p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 法第14条第13項の規定による医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事</p> <p>(11) 法第14条第14項の規定による医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事</p> <p>(12)～(72) [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第29号

令和8年5月25日

公 布 済

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成 27 年那覇市規則第 44 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

条例別表第1の号	事務
[略]	
(6)	ア [略] イ 助成条例第6条第1項の受給資格の認定に関する事務 ウ～エ [略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

条例別表第1の号	事務
[略]	
(6)	ア [略] イ 助成条例第6条の受給資格の認定に関する事務 ウ～エ [略]
[略]	

告 示

那覇市告示第 146 号
令和 8 年 5 月 27 日
掲 示 済

特例道路占用区域の指定について

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 62 条第 2 項の規定に基づき下記の路線を特例道路占用区域に指定したので、同条第 3 項の規定に基づき公示する。

那覇市長 知念 覚

1. 特例道路占用区域指定路線

路線名	樋川牧志線
特例道路占用をする区域	市場中央通り
住所または地番	那覇市松尾二丁目 829 番 41 から 那覇市牧志三丁目 810 番 11 まで
区域内に設けられる施設等	・オープンカフェ及びマーケット ・物販及び食事施設

2. 特例道路占用区域図



地理院地図をもとに那覇市道路管理課作成

那覇市告示第 150 号
令和 8 年 5 月 28 日
掲 示 済

那覇市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 知念 寛

那覇市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する要綱

那覇市職員等の公益通報に関する要綱(平成 22 年那覇市告示第 187 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公益通報)</p> <p>第3条 職員等は、通報対象事実が生じていると思われるときは、公益通報をすることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(公益通報対応業務従事者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の規定による指定は、<u>公益通報対応業務従事者指定書(様式第1号)</u>により行うものとする。</p> <p>(任命権者の協議等)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>(公益通報)</p> <p>第3条 職員等は、通報対象事実が生じていると思われるときは、<u>原則として別表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる職員通報窓口に対して</u>公益通報をすることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(公益通報対応業務従事者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の規定による指定は、<u>公益通報対応業務従事者指定書(第1号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>(任命権者の協議等)</p> <p>第13条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行し、改正後の那覇市職員等の公益通報に関する要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

那覇市告示第 174 号
令和 8 年 6 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度下半期那覇市の財政（令和 8 年 3 月 31 日現在）

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位：千円)

区 分	予算現額	上半期	下半期	年 間	年 間	
		収入済額	収入済額	収入済額	収入率	
		支出済額	支出済額	支出済額	執行率	
(1) 一般会計	204,880,512	83,681,569	92,387,079	176,068,648	85.9%	
		76,073,168	98,288,889	174,362,057	85.1%	
(2) 特別会計	77,099,645	28,877,335	41,244,307	70,121,642	90.9%	
		31,067,562	37,693,539	68,761,101	89.2%	
内 訳	病院事業債管理	835,207	178,452	656,184	834,636	99.9%
			178,452	656,184	834,636	99.9%
	介護保険事業	32,567,887	12,941,363	18,543,523	31,484,886	96.7%
			12,719,083	16,297,756	29,016,839	89.1%
	国民健康保険事業	37,920,906	13,610,820	18,536,817	32,147,637	84.8%
			16,131,921	17,656,105	33,788,026	89.1%
	後期高齢者医療	5,328,482	2,085,139	3,132,398	5,217,537	97.9%
			1,869,055	2,855,412	4,724,467	88.7%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	103,566	53,389	39,946	93,335	90.1%
			23,253	30,844	54,097	52.2%
	土地区画整理事業	16,362	7,978	8,399	16,377	100.1%
			291	15,637	15,928	97.3%
	市街地再開発事業	327,235	194	327,040	327,234	100.0%
		145,507	181,601	327,108	100.0%	
合 計 (1) + (2)	281,980,157	112,558,904	133,631,386	246,190,290	87.3%	
		107,140,730	135,982,428	243,123,158	86.2%	

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

（単位：千円）

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間収入済額	年間収入率
市税	59,634,656	34,679,109	23,569,101	58,248,210	97.7%
地方譲与税	789,445	267,507	495,911	763,418	96.7%
地方交付税	11,415,760	6,961,250	4,598,069	11,559,319	101.3%
分担金及び負担金	636,495	278,731	327,092	605,823	95.2%
使用料及び手数料	3,633,628	1,752,322	1,730,687	3,483,009	95.9%
国庫支出金	59,983,994	19,052,138	31,996,005	51,048,143	85.1%
県支出金	22,319,252	1,460,297	10,000,465	11,460,762	51.3%
繰入金	5,054,145	2	5,051,973	5,051,975	100.0%
繰越金	6,992,769	6,992,770	0	6,992,770	100.0%
諸収入	3,020,775	716,766	975,712	1,692,478	56.0%
市債	17,533,300	4,500,500	7,085,300	11,585,800	66.1%
その他	13,866,293	7,020,177	6,556,764	13,576,941	97.9%
合 計	204,880,512	83,681,569	92,387,079	176,068,648	85.9%

歳 出

（単位：千円）

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間支出済額	年間執行率
議会費	759,342	374,675	362,828	737,503	97.1%
総務費	18,061,376	4,722,162	10,089,059	14,811,221	82.0%
民生費	105,555,536	41,667,538	53,368,986	95,036,524	90.0%
衛生費	20,255,402	8,968,968	9,860,026	18,828,994	93.0%
労働費	32,752	14,693	13,860	28,553	87.2%
農林水産業費	795,340	414,821	254,831	669,652	84.2%
商工費	2,462,385	442,433	546,843	989,276	40.2%
土木費	20,365,875	5,586,256	7,788,871	13,375,127	65.7%
消防費	4,399,357	1,545,363	1,878,522	3,423,885	77.8%
教育費	19,633,842	6,235,267	7,670,416	13,905,683	70.8%
災害復旧費	4	0	0	0	0.0%
公債費	11,883,424	5,425,776	6,454,647	11,880,423	100.0%
その他	675,877	675,216	0	675,216	99.9%
合 計	204,880,512	76,073,168	98,288,889	174,362,057	85.1%

3 市の財産

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ① 土地（道路、公園など） | 3,129,263 m ² |
| ② 建物（学校、図書館など） | 1,165,122 m ² |
| ③ 基金（特定の目的のための資金の積立など） | 30,430,075 千円 |
| ④ 有価証券（株券） | 702,287 千円 |

4 一時借入金の現在額 0 円

5 市債残高 (一般会計・特別会計)

(単位:千円)

借入先	一般会計	病院事業債 管理 特別会計	介護保険 事業 特別会計	母子父子 寡婦福祉 資金貸付 事業 特別会計	市街地 再開発 事業 特別会計	合計
財政融資資金	71,956,584	0	146,900	0	2,234,262	74,337,746
簡易生命保険資金	428,661	0	0	0	0	428,661
郵便貯金資金	23,855	0	0	0	0	23,855
地方公共団体金融機構	21,281,916	20,072,777	0	0	0	41,354,693
国の予算貸付等	100,307	0	0	501,497	35,127	636,931
市中銀行	6,219,920	3,840,000	183,600	0	37,775	10,281,295
その他の金融機関	3,353,290	0	0	0	81,462	3,434,752
共済等	493,808	0	0	0	0	493,808
その他	942,871	3,169,950	0	0	0	4,112,821
合計	104,801,213	27,082,727	330,500	501,497	2,388,626	135,104,563

※その他のは沖縄県貸付金及び水道事業会計からの借入れである。

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額 (一般会計)

令和8年3月31日現在人口 311,239人 (外国人登録人口を含む)

市民1人当たり行政経費 658,275円

市民1人当たり市税負担額 191,604円

(単位:円)

1人当たり行政経費	658,275
議会費	2,440
総務費	58,031
民生費	339,146
衛生費	65,080
労働費	105
農林水産業費	2,555
商工費	7,912
土木費	65,435
消防費	14,135
教育費	63,083
災害復旧費	0
公債費	38,181
その他	2,172

7 令和 7 年度予算総括表

(単位：千円)

会計別	令和 7 年度 当初予算	令和 6 年度 当初予算	増減額	令和 7 年度対 前年度増減率	令和 6 年度対 前年度増減率	
一般会計	185,397,000	174,789,000	10,608,000	6.1%	3.6%	
特別会計	75,631,102	75,333,523	297,579	0.4%	△ 0.6%	
内 訳	病院事業債管理	791,602	525,192	266,410	50.7%	30.1%
	介護保険事業	31,487,918	30,786,159	701,759	2.3%	2.4%
	国民健康保険事業	37,783,987	38,918,814	△ 1,134,827	△ 2.9%	△ 4.9%
	後期高齢者医療	5,155,960	4,697,962	457,998	9.7%	19.3%
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	102,314	81,377	20,937	25.7%	△ 11.4%
	土地区画整理事業	6,089	7,052	△ 963	△ 13.7%	△ 29.7%
	市街地再開発事業	303,232	316,967	△ 13,735	△ 4.3%	△ 8.9%
合 計	261,028,102	250,122,523	10,905,579	4.4%	2.3%	

※各数値は単位未満で四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は一致しない場合があります。

那覇市上下水道局業務の状況の公表 (水道事業)

1 事業の概要
主要統計

項 目	単 位	令和8年3月31日現在	
		実	績
給水人口	人		308,207
給水戸数	戸		171,938
給水栓数	栓		122,012
総配水量	m ³		37,760,998
一日平均配水量	m ³		103,455
一日最大配水量	m ³		108,469
有収水量	m ³		36,179,493
有収率	%		95.81

水道料金調定・収納状況

令和8年3月31日現在 (税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収入率 (%)
7,624,166,000	7,588,841,982	6,513,852,999	0	1,074,988,983	85.83

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位:円)

区分		予算額	調定額		執行率		調定額		執行率		備考
			上期	上期	下期	下期	累計	累計			
第1款	水道事業収益	8,879,117,000	4,087,179,898	46.03%	4,778,550,095	53.82%	8,865,729,733	99.85%			
	第1項 営業収益	7,924,782,000	3,807,469,238	48.05%	4,091,821,557	51.63%	7,899,290,795	99.68%			
	第2項 営業外収益	954,336,000	279,693,928	29.31%	686,714,069	71.96%	986,407,997	101.26%			
	第3項 特別利益	19,000	18,532	87.01%	14,409	75.84%	30,941	162.35%			

支 出

(単位:円)

区分		予算額	執行額		執行率		執行額		執行率		備考
			上期	上期	下期	下期	累計	累計			
第1款	水道事業費用	8,414,497,000	3,386,405,994	40.24%	4,794,288,002	56.98%	8,180,693,996	97.22%			
	第1項 営業費用	8,306,078,000	3,382,006,666	40.72%	4,720,961,282	56.84%	8,102,967,948	97.55%			
	第2項 営業外費用	86,900,000	4,177,136	4.81%	73,155,824	84.18%	77,332,760	88.99%			
	第3項 特別損失	1,519,000	222,192	14.63%	171,096	11.26%	393,288	25.89%			
	第4項 予備費	20,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位:円)

区分		予算額	調定額		執行率		調定額		執行率		備考
			上期	上期	下期	下期	累計	累計			
第1款	資本的収入	1,789,242,000	93,444,000	5.22%	1,564,431,138	87.44%	1,657,875,138	92.66%			
	第1項 補助金	149,050,000	26,400,000	17.71%	69,566,000	46.67%	95,966,000	64.38%			
	第2項 他会計負担金	40,289,000	231,000	0.57%	33,267,138	82.61%	33,498,138	83.16%			
	第3項 他会計貸付金償還金	1,439,274,000	0	0.00%	1,439,274,000	100.00%	1,439,274,000	100.00%			
	第4項 その他資本的収入	149,149,000	66,813,000	44.80%	22,324,000	14.87%	89,137,000	59.76%			
	第5項 企業債	11,500,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			

支 出

(単位:円)

区分		予算額	執行額		執行率		執行額		執行率		備考
			上期	上期	下期	下期	累計	累計			
第1款	資本的支出	3,762,017,708	887,145,430	23.58%	2,142,652,157	56.95%	3,029,797,587	80.54%			
	第1項 建設改良費	1,896,187,708	624,998,653	32.98%	555,620,768	29.30%	1,180,619,421	62.26%			
	第2項 企業債償還金	125,002,000	62,146,777	49.72%	62,854,989	50.28%	125,001,766	100.0%			
	第3項 投資	1,726,100,000	200,000,000	11.59%	1,514,449,128	87.74%	1,714,449,128	99.33%			
	第4項 その他資本的支出	9,728,000	0	0.00%	9,727,272	99.99%	9,727,272	99.99%			
	第5項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			

令和 7 年度損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

	(上半期)	(下半期)	(年間計)		
1 営業収益					
(1) 給水収益	3,375,413,478	3,524,756,101	6,900,169,579		
(2) その他営業収益	87,664,481	199,260,363	286,924,844	7,187,094,423	
2 営業費用					
(1) 配水費	2,077,515,896	2,937,012,832	5,014,528,728		
(2) 給水費	131,602,077	161,499,041	293,101,118		
(3) 漏水防止費	13,556,706	45,605,151	59,161,857		
(4) 業務費	204,872,954	286,329,329	491,202,283		
(5) 総係費	172,564,149	382,304,112	554,868,261		
(6) 減価償却費	538,281,500	551,326,197	1,089,607,697		
(7) 資産減耗費	16,094,000	31,921,380	48,015,380	7,550,485,324	
営業損失					363,390,901
3 営業外収益					
(1) 受取利息	16,220,738	43,381,228	59,601,966		
(2) 他会計負担金	4,461,250	347,538,269	351,999,519		
(3) 補償金	9,617,000	21,575,000	31,192,000		
(4) 長期前受金戻入	192,439,500	202,528,380	394,967,880		
(5) 土地物件収益	47,518,839	50,035,660	97,554,499		
(6) 雑収益	4,689,390	15,668,958	20,358,348	955,674,212	
4 営業外費用					
(1) 支払利息	4,177,136	3,468,924	7,646,060		
(2) 雑支出	0	666,137	666,137	8,312,197	947,362,015
経常利益					583,971,114
5 特別利益					
(1) 過年度損益修正益	15,036	13,102	28,138	28,138	
6 特別損失					
(1) 過年度損益修正損	202,002	73,751	275,753		
(2) その他特別損失	0	90,021	90,021	365,774	△ 337,636
当年度純利益					583,633,478
前年度繰越利益剰余金					0
その他未処分利益剰余金変動額					1,033,290,656
当年度未処分利益剰余金					1,616,924,134

令和 7 年度貸借対照表

(令和 8 年 3 月 31 日)

(単位: 円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		1,083,918,707	
	ロ 建 物	2,297,973,438		
	減価償却累計額	<u>△ 1,203,949,683</u>	1,094,023,755	
	ハ 構 築 物	45,342,770,751		
	減価償却累計額	<u>△ 25,333,594,549</u>	20,009,176,202	
	ニ 機 械 及 び 装 置	2,428,269,100		
	減価償却累計額	<u>△ 1,596,623,414</u>	831,645,686	
	ホ 車 両 運 搬 具	51,119,078		
	減価償却累計額	<u>△ 35,335,768</u>	15,783,310	
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	386,831,337		
	減価償却累計額	<u>△ 304,224,877</u>	82,606,460	
	ト 建 設 仮 勘 定		318,881,569	
	有 形 固 定 資 産 合 計			23,436,035,689
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 券		2,686,000	
	ロ 電 話 加 入 権		913,300	
	ハ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>32,560,937</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			36,160,237
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 投 資 有 価 証 券		3,087,280,326	
	ロ 長 期 貸 付 金		3,363,108,000	
	ハ そ の 他 投 資		<u>2,405,000</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>6,452,793,326</u>
	固 定 資 産 合 計			29,924,989,252
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金			6,798,011,161
(2)	未 収 金		1,531,058,560	
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 3,317,655</u>	1,527,740,905	
(3)	貯 蔵 品			79,530,647
(4)	短 期 貸 付 金			666,832,000
(5)	前 払 金			<u>263,266,245</u>
	流 動 資 産 合 計			<u>9,335,380,958</u>
	資 産 合 計			<u>39,260,370,210</u>

負 債 の 部

3	固 定 負 債			
(1)	企 業 債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	179,420,381		
	企 業 債 合 計		179,420,381	
(2)	引 当 金			
イ	退職給付引当金	643,980,969		
ロ	修繕引当金	541,424,000		
	引 当 金 合 計		1,185,404,969	
	固 定 負 債 合 計			1,364,825,350
4	流 動 負 債			
(1)	企 業 債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	107,519,272		
	企 業 債 合 計		107,519,272	
(2)	未 払 金		864,016,273	
(3)	預 り 金		91,120,233	
(4)	引 当 金			
イ	賞与等引当金	69,654,855		
	引 当 金 合 計		69,654,855	
	流 動 負 債 合 計			1,132,310,633
5	繰 延 収 益			
(1)	長 期 前 受 金			
イ	受贈財産評価額	341,728,564		
	収益化累計額	△ 163,443,009	178,285,555	
ロ	寄 附 金	70,000,000		
	収益化累計額	△ 23,939,998	46,060,002	
ハ	工 事 負 担 金	1,778,108,422		
	収益化累計額	△ 1,148,412,397	629,696,025	
ニ	国庫(県)補助金	14,839,204,863		
	収益化累計額	△ 8,677,158,150	6,162,046,713	
ホ	他会計負担金	258,829,173		
	収益化累計額	△ 48,374,642	210,454,531	
ヘ	補 償 金	425,987,462		
	収益化累計額	△ 124,615,301	301,372,161	
	繰 延 収 益 合 計			7,527,914,987
	負 債 合 計			10,025,050,970

資 本 の 部

6	資 本 金			21,333,684,601
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
イ	受贈財産評価額	321,419,706		
ロ	国庫(県)補助金	<u>1,984,471,045</u>		
	資本剰余金合計		2,305,890,751	
(2)	利 益 剰 余 金			
イ	減 債 積 立 金	286,939,653		
ロ	建 設 改 良 積 立 金	3,691,880,101		
ハ	当年度未処分利益剰余金	<u>1,616,924,134</u>		
	利益剰余金合計		<u>5,595,743,888</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>7,901,634,639</u>
	資 本 合 計			<u>29,235,319,240</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>39,260,370,210</u>

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財政融資資金	309,673,418	0	90,247,914	219,425,504
地方公共団体金融機構	102,268,001	0	34,753,852	67,514,149
計	411,941,419	0	125,001,766	286,939,653

一時借入金 なし

那覇市上下水道局業務の状況の公表 (下水道事業)

1 事業の概要
主要統計

令和8年3月31日現在

項 目	単 位	実 績
使用戸数	戸	163,902
検針栓数	栓	107,335
総排水量	m ³	35,157,882
有収水量	m ³	35,157,759
有収率	%	99.99

下水道使用料調定・収入状況

令和8年3月31日現在 (税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収入率 (%)
4,012,060,000	3,983,697,028	3,254,293,741	0	729,403,287	81.69

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

	区分		予算額	執行率		執行率		調定額 累計	執行率 累計	備考
				調定額 上期	執行率 上期	調定額 下期	執行率 下期			
第1款		下水道事業収益	5,858,186,000	2,842,008,478	45.11%	3,124,772,891	53.36%	5,786,779,389	98.47%	
	第1項	営業収益	4,676,209,000	2,113,008,033	45.18%	2,486,786,356	53.18%	4,599,792,389	98.37%	
	第2項	営業外収益	1,178,580,000	525,663,707	44.68%	637,882,277	54.21%	1,183,525,984	98.86%	
	第3項	特別利益	3,377,000	3,336,738	98.81%	124,258	3.68%	3,460,996	102.46%	

支 出

(単位：円)

	区分		予算額	執行率		執行率		執行額 累計	執行率 累計	備考
				執行額 上期	執行率 上期	執行額 下期	執行率 下期			
第1款		下水道事業費用	5,517,582,000	1,896,777,792	34.38%	3,460,994,471	62.73%	5,367,772,263	97.10%	
	第1項	営業費用	5,246,267,000	1,818,164,598	34.66%	3,304,677,975	62.99%	5,122,842,573	97.65%	
	第2項	営業外費用	250,276,000	78,442,041	31.34%	156,217,042	62.42%	234,659,083	93.76%	
	第3項	特別損失	1,369,000	171,353	12.52%	99,254	7.25%	270,607	19.77%	
	第4項	予備費	19,870,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

	区分		予算額	調定額		執行率		調定額		執行率		備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計			
第1款		資本的収入	1,338,792,098	91,218,524	6.82%	1,016,120,180	76.02%	1,107,338,704	82.84%			
	第1項	企業債	489,800,000	0	0.00%	428,000,000	87.38%	428,000,000	87.38%			
	第2項	補助金	503,965,098	0	0.00%	381,324,877	71.70%	381,324,877	71.70%			
	第3項	他会計負担金	332,184,000	90,880,324	27.36%	216,270,703	65.11%	307,151,027	92.47%			
	第4項	その他資本的収入	10,863,000	338,200	3.11%	10,524,800	96.89%	10,863,000	100.00%			

支 出

(単位：円)

	区分		予算額	執行額		執行率		執行額		執行率		備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計			
第1款		資本的支出	3,135,783,522	656,512,319	20.94%	2,073,626,339	66.13%	2,730,138,658	87.06%			
	第1項	建設改良費	1,669,474,522	121,284,027	7.73%	1,054,207,262	67.17%	1,175,491,289	74.90%			
	第2項	企業債償還金	860,508,000	434,728,292	50.52%	425,779,601	49.48%	860,507,893	100.00%			
	第3項	投資	701,530,000	100,500,000	14.33%	588,639,476	84.62%	694,139,476	98.95%			
	第4項	その他資本的支出	1,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			
	第5項	予備費	4,270,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			

令和 7 年度損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位: 円)

	(上半期)	(下半期)	(年間計)		
1 営業収益					
(1) 給水収益	3,375,413,478	3,524,756,101	6,900,169,579		
(2) その他営業収益	87,664,481	199,260,363	286,924,844	7,187,094,423	
2 営業費用					
(1) 配水費	2,077,515,896	2,937,012,832	5,014,528,728		
(2) 給水費	131,602,077	161,499,041	293,101,118		
(3) 漏水防止費	13,556,706	45,605,151	59,161,857		
(4) 業務費	204,872,954	236,329,329	491,202,283		
(5) 総係費	172,564,149	382,304,112	554,868,261		
(6) 減価償却費	538,281,500	551,326,197	1,089,607,697		
(7) 資産減耗費	16,094,000	31,921,380	48,015,380	7,550,485,324	
営業損失					363,390,901
3 営業外収益					
(1) 受取利息	16,220,738	43,381,228	59,601,966		
(2) 他会計負担金	4,461,250	347,538,269	351,999,519		
(3) 補償金	9,617,000	21,575,000	31,192,000		
(4) 長期前受金戻入	192,439,500	202,528,380	394,967,880		
(5) 土地物件収益	47,518,839	50,035,660	97,554,499		
(6) 雑収益	4,689,390	15,668,958	20,358,348	955,674,212	
4 営業外費用					
(1) 支払利息	4,177,136	3,468,924	7,646,060		
(2) 雑支出	0	666,137	666,137	8,312,197	947,362,015
経常利益					583,971,114
5 特別利益					
(1) 過年度損益修正益	15,036	13,102	28,138	28,138	
6 特別損失					
(1) 過年度損益修正損	202,002	73,751	275,753		
(2) その他特別損失	0	90,021	90,021	365,774	△ 337,636
当年度純利益					583,633,478
前年度繰越利益剰余金					0
その他未処分利益剰余金変動額					1,033,290,656
当年度未処分利益剰余金					1,616,924,134

令和7年度貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		2,078,044,842	
	ロ 建 物	208,863,989		
	減価償却累計額	<u>△ 112,424,576</u>	96,439,413	
	ハ 構 築 物	72,528,487,632		
	減価償却累計額	<u>△ 34,593,986,838</u>	37,934,500,794	
	ニ 機 械 及 び 装 置	972,530,429		
	減価償却累計額	<u>△ 680,781,662</u>	291,748,767	
	ホ 車 両 運 搬 具	7,165,610		
	減価償却累計額	<u>△ 4,492,889</u>	2,672,721	
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	27,458,671		
	減価償却累計額	<u>△ 16,983,530</u>	10,475,141	
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>627,042,177</u>	
	有形固定資産合計			41,040,923,855
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 地 上 権		1,783,874	
	ロ 施 設 利 用 権		4,218,139,321	
	ハ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>2,503,055</u>	
	無形固定資産合計			4,222,426,250
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 投 資 有 価 証 券		793,044,368	
	ロ 長 期 貸 付 金		1,533,000	
	ハ そ の 他 投 資		<u>4,147,000</u>	
	投資その他の資産合計			<u>798,724,368</u>
	固定資産合計			46,062,074,473
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金			4,914,460,558
(2)	未 収 金	956,900,865		
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 819,747</u>	956,081,118	
(3)	前 払 金		<u>66,320,768</u>	
	流動資産合計			<u>5,936,862,444</u>
	資 産 合 計			<u>51,998,936,917</u>

		負 債 の 部		
3	固 定 負 債			
(1)	企 業 債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	10,018,020,971		
	企業債合計		10,018,020,971	
(2)	引 当 金			
イ	退職給付引当金	395,483,412		
	引当金合計		395,483,412	
	固定負債合計			10,413,504,383
4	流 動 負 債			
(1)	企 業 債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	856,533,951		
	企業債合計		856,533,951	
(2)	未 払 金		849,388,146	
(3)	預 り 金		3,133,979	
(4)	引 当 金			
イ	賞与等引当金	43,766,186		
	引当金合計		43,766,186	
	流動負債合計			1,752,822,262
5	繰 延 収 益			
(1)	長 期 前 受 金			
イ	受贈財産評価額	1,406,404,049		
	収益化累計額	△ 254,736,803	1,151,667,246	
ロ	国庫(県)補助金	41,058,789,653		
	収益化累計額	△ 22,144,279,041	18,914,510,612	
ハ	他会計負担金	4,032,462,938		
	収益化累計額	△ 1,222,603,546	2,809,859,392	
ニ	補 償 金	145,178,335		
	収益化累計額	△ 23,024,630	122,153,705	
	繰延収益合計			22,998,190,955
	負債合計			<u>35,164,517,600</u>
		資 本 の 部		
6	資 本 金			15,462,919,657
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
イ	受贈財産評価額	262,569,077		
ロ	国庫(県)補助金	383,975,952		
ハ	他会計負担金	74,258,679		
	資本剰余金合計		720,803,708	
(2)	利 益 剰 余 金			
イ	当年度未処分利益剰余金	650,695,952		
	利益剰余金合計		650,695,952	
	剰余金合計			1,371,499,660
	資本合計			<u>16,834,419,317</u>
	負債資本合計			<u>51,998,936,917</u>

3 企業債及び一時借入金の残高

企 業 債

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
財政融資資金	1,602,751,833	0	311,595,762	1,291,156,071	
地方公共団体金融機構	8,759,199,148	401,900,000	423,813,989	8,737,285,159	
郵貯・簡保管理機構	739,615,110	0	115,991,943	623,623,167	
琉球銀行	192,700,000	0	8,432,000	184,268,000	
水道事業会計	11,900,000	26,100,000	0	38,000,000	
計	11,306,166,091	428,000,000	859,833,694	10,874,332,397	

そ の 他

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
都市再生機構	896,724	0	674,199	222,525	

一時借入金 なし

那 覇 市 告 示 第 175 号

令 和 8 年 6 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
ふくぎ訪問看護	株式会社 Umu サポート	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日
那覇市楚辺二丁目 26 番 22-703 号 プレミアムアクシエンズ那覇楚辺		
Dr. coming 那覇クリニック	医療法人 Dr. coming	令和 8 年 5 月 1 日～ 令和 14 年 4 月 30 日
那覇市国場 372 番地 1 階		
ごきげん整形クリニック	比嘉 勝一郎	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日
那覇市長田 1 丁目 24 番 26 号 3 階・4 階		
小児クリニックたまなは	医療法人いちろ会	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日
那覇市安謝 1 丁目 3 番地 10HOPビル 101 号室		
あいらんど薬局 古波蔵店	株式会社ジーセットメディカル	令和 8 年 5 月 1 日～ 令和 14 年 4 月 30 日
那覇市古波蔵 2 丁目 4 番 11 号		
ミルク薬局 安謝店	株式会社七福メディカル	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日
那覇市安謝 1 丁目 3 番地 9HOPビル 102 号室		
かりん薬局	株式会社アシスト	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日
那覇市古島 1 丁目 22 番 9 号		
くら薬局	株式会社アシスト	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日
那覇市首里当蔵町 1 丁目 10 番地 1		
訪問看護ステーションちゅらハート沖縄	株式会社ホームナース	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日
那覇市国場 335 番地 3		

那覇市告示第 176 号

令和 8 年 6 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
小児クリニックたまなは	医療法人 いちろ会	令和 8 年 3 月 31 日
那覇市天久 1-6-19		
ごきげん整形クリニック	富山 聡	令和 8 年 3 月 31 日
那覇市長田 1 丁目 24 番 26 号 3 階		
くら薬局	株式会社メディケイト	令和 8 年 3 月 31 日
那覇市首里当蔵町 1 丁目 10 番地 1		
ミルク薬局 天久店	株式会社 七福メディカル	令和 8 年 4 月 1 日
那覇市天久 1 丁目 7 番 5 号		
てらす薬局	有限会社 神山薬局	令和 8 年 3 月 31 日
那覇市泊 1-25-1 1 F		
かりん薬局	株式会社メディケイト	令和 8 年 3 月 31 日
那覇市古島 1 丁目 22 番 9 号		
山田薬局	合同会社すまいる	令和 7 年 12 月 31 日
那覇市松川 3-12-2		

那覇市告示第 177 号

令和 8 年 6 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
訪問看護はる		令和 8 年 4 月 20 日
所在地	那覇市真地 418-5-1F (那覇市安謝 1 丁目 3-9 眞榮城ビル 1 階)	
訪問看護ステーションにらい		令和 8 年 4 月 1 日
名称	訪問看護ステーションにらい (訪問看護ステーションはまむや)	
訪問看護ステーションにらい		令和 8 年 4 月 1 日
所在地	那覇市真地 418-5-1 (那覇市真地 205 番地スカイハイム 102)	

那覇市告示第 178 号

令和 8 年 6 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり再開の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	再開年月日
所 在 地	
金城町皮フ科	令和 8 年 4 月 1 日
那覇市松川 407 番地 1 SetB ビル 1 階	

那 覇 市 告 示 第 179 号

令 和 8 年 6 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
訪問看護ステーションなまくま (訪問看護)	令和 8 年 4 月 30 日
那覇市安里 3 丁目 1 番 47 号	
訪問介護ステーションなまくま (訪問介護)	令和 8 年 4 月 30 日
那覇市大道 116 番地	
デイサービススイートピー (通所介護)	令和 8 年 4 月 30 日
那覇市安里 3 丁目 1 番 4 1 号	
グループホームさつき荘 (認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)	令和 8 年 1 月 31 日
那覇市宇栄原 3 丁目 5 番 14 号 3 階	
グループホームがじまる荘 (認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)	令和 8 年 1 月 31 日
那覇市松川 3 丁目 23 番 39-1 号	
デイサービスがじまる荘 (認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)	令和 1 年 12 月 31 日
那覇市松川 3 丁目 23 番 39-1 号	
デイサービスまつしろ (通所介護、通所型サービス (独自))	令和 2 年 7 月 31 日
那覇市繁多川 3 丁目 6 番 9 号	

那 覇 市 告 示 第 180 号

令 和 8 年 6 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
小規模多機能型施設 MOMO		令和 7 年 12 月 19 日
所在地	那覇市宇栄原 3 丁目 5 番 14 号 3 階 (那覇市宮城 1 丁目 1 番 37 号)	
那覇市地域包括支援センター繁多川		令和 7 年 12 月 19 日
所在地	那覇市繁多川 3 丁目 4 番 18 号 3 階 (那覇市繁多川 3 丁目 8 番 13 号)	
居宅支援センターいしだ介護保険相談所		令和 7 年 12 月 19 日
所在地	那覇市三原 1 丁目 2 番 6 号 503 号室 (那覇市三原 1 丁目 2 番 6 号)	

公 告

那覇市公告第 210 号

令和 8 年 6 月 15 日

自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務契約に係る入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 制限付一般競争入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 件 名 | 自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務契約 |
| (2) 契約所属 | 那覇市消防局救急課 |
| (3) 履行内容 | 公告及び仕様書のとおり |
| (4) 履行場所 | 市内コンビニエンスストア（仕様書のとおり） |
| (5) 様 式 等 | 那覇市ホームページからダウンロード |
| (6) 契約期間 | 令和 8 年 9 月 1 日～令和 16 年 8 月 31 日まで(96 ヶ月) |
| (7) 予定価格 | 非公表 |
| (8) 最低制限価格 | 設定しない |

2 入札参加資格

次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 市町村税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され、資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定されたもの又は再生計画認可の決定が確定されたものを除く。）。

- (5) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
※ 公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。なお、上記(4)に該当するものを除く。
- (6) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 令和8・令和9年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (8) 沖縄県内に本社又は営業所並びに支店等があること。

3 入札参加申込

入札に参加する者は、別紙1「制限付一般競争入札参加申請書」を以下の期限までに提出すること。当該期限までに申込書が提出されない場合は、入札に参加できないものとする。

- (1) 提出期限 令和8年6月24日(水)午後2時00分まで
(2) 提出方法 那覇市消防局4階 救急課まで持参 ※郵送不可
(那覇市銘苅2丁目3番8号)

4 質問・回答方法

入札説明会は実施しないため、入札についての質問がある場合は、以下のとおり「質問書」を提出してください。

- (1) 質問の方法
質問書に質問内容を記載し、消防局救急課宛FAXにて提出すること。
※提出後、必ず消防局救急課へ連絡すること。
- (2) 質問受付期限
令和8年6月22日(月)午後2時00分まで
- (3) 質問に対する回答 令和8年6月25日(木)15時00分までに、入札参加者全員へFAXにて回答する。

5 入札の日時・場所等

- (1) 入札の日時 令和8年6月26日(金)午後2時00分から
(2) 入札の場所 那覇市消防局4階会議室1 (那覇市銘苅2丁目3番8号)
(3) 入札方法 直接投函
(4) 必要書類 ア「入札書」
イ「委任状」※代理人が入札する場合のみ

6 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除とする。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

7 契約保証金

入札金額の100分の10以上とする。なお、那覇市契約規則第30条第1項第3号

に基づき、契約保証金を免除することができる。

8 入札の方法

- (1) 入札書は、書面により直接投函すること。
- (2) 入札金額は、賃貸借期間における賃借料の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満に端数があるときは、その端数を切る捨てるものとする。）を落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

9 入札の無効

那覇市契約規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して、当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

11 入札結果の公表

落札者があるときは落札者名及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に公表する。

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最も低い価格で有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が二者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 入札執行は 3 回までとする。

13 落札決定の取り消し

落札決定後において、落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合は、落札決定を取り消す。

14 問い合わせ先

〒900-0004

那覇市銘苅 2 丁目 3-8 那覇市消防局 4 階 救急課 (担当) 玉橋

TEL:098-867-1199 (直通)

FAX:098-869-1190

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第6号
令和8年5月15日
公 表 濟

那覇市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程の一部を改正する
規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程の一部を改正する規程

那覇市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(昭和 61 年那覇市水道局規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水方式) 第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、受水槽式給水によるものとする。</p> <p>(1) 一時に多量の水を必要とする<u>場合</u></p> <p>(2) 常時一定の水圧を必要とする<u>場合</u></p> <p>(3) 6階建以上の高さの建物に給水する<u>場合</u></p> <p>(4) 配水管の水圧により直接給水が困難な<u>場合</u></p> <p>(5) 断・減水時にも一定の保安用水を必要とする<u>場合</u></p> <p>(6) その他那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めた<u>場合</u></p> <p>3 前項第3号の規定による給水は、<u>低置受水槽式給水に限るものとする。</u></p>	<p>(給水方式) 第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>いずれかに該当する施設</u>は、受水槽式給水によるものとする。</p> <p>(1) 一時に多量の水を必要とする<u>施設</u></p> <p>(2) 常時一定の水圧<u>及び水量</u>を必要とする<u>施設</u></p> <p>(3) <u>断水による影響が大きい病院及び災害時に避難所となる施設</u></p> <p>(4) <u>危険な物質を取り扱う施設</u></p> <p>(5) 配水管の水圧により直接給水が困難な<u>施設</u></p> <p>(6) 断・減水時にも一定の保安用水を必要とする<u>施設</u></p> <p>(7) その他那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めた<u>施設</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第7号
令和8年5月15日
公 表 濟

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市水道給水条例施行規程(平成 10 年那覇市水道局規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 [略](第29条)</p> <p>付則 (給水装置工事の申請等)</p> <p>第4条 条例第6条の規定により、給水装置工事(以下「工事」という。)を申し込む場合は、給水装置工事申請書及び設計書(第1号様式及び第1号様式の2)によって行わなければならない。</p> <p>2 前項の工事申込みについて承認した場合は、給水装置工事承認書(第2号様式)を発行する。 (利害関係人の同意書等の提出)</p> <p>第8条 管理者は、条例第8条第3項の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める書類の提出を求めることができる。 (1)～(2) [略] (3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は申込者の誓約書(第3号様式) (給水契約の申込み)</p> <p>第9条 条例第13条の規定による給水の申込みは、給水申込書(第4号様式及び第4号様式の2)の提出をもって行う。 (代理人・管理人の届出)</p> <p>第11条 給水装置の所有者が条例第14条の規定により代理人を選定したときは、代理人選定(変更)届出書(第5号様式)により、直ちに連署で管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 条例第15条第1項の規定により管理人を</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 [略](第29条・第30条)</p> <p>付則 (給水装置工事の申請等)</p> <p>第4条 条例第6条の規定により、給水装置工事(以下「工事」という。)を申し込む場合は、給水装置工事申請書及び設計書によって行わなければならない。</p> <p>2 前項の工事申込みについて承認した場合は、給水装置工事承認書を発行する。 (利害関係人の同意書等の提出)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略] (3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は申込者の誓約書 (給水契約の申込み)</p> <p>第9条 条例第13条の規定による給水の申込みは、給水申込書の提出をもって行う。 (代理人・管理人の届出)</p> <p>第11条 給水装置の所有者が条例第14条の規定により代理人を選定したときは、代理人選定(変更)届出書により、直ちに連署で管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 条例第15条第1項の規定により管理人を</p>

選定したときは、管理人選定届出書(第6号様式)により、直ちに管理者に届け出なければならない。

(メーターの亡失等の届出)

第12条 使用者等は、条例第17条第3項に規定するメーターを亡失し、又は損傷したときは、メーター亡失(損傷)届出書(第7号様式)により届け出なければならない。

(水道使用者等の届出)

第13条 水道使用者等が条例第18条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始し、休止し、又は廃止するとき 水道使用(開始・休止・廃止)届出書(第8号様式)
 - (2) 用途を変更するとき 水道用途変更届出書(第9号様式)
 - (3) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき 水道使用(使用者・所有者・管理人)異動届出書(第10号様式)
 - (4) 管理人又は給水装置の所有者の変更があったとき 給水装置(所有名義・管理人名義)変更届出書(第11号様式)
 - (5) 連合専用給水装置の使用戸数に異動があったとき 連合専用給水装置世帯数異動届出書(第12号様式)
 - (6) 消防用として水道を使用したとき 私設消火栓使用届出書(第13号様式)
- (料金等の減免の申請)

第23条 条例第32条に規定する料金等の減額又は免除は、水道料金等減免申請書(第14号様式)の提出をさせて行う。

選定したときは、管理人選定届出書により、直ちに管理者に届け出なければならない。

(メーターの亡失等の届出)

第12条 使用者等は、条例第17条第3項に規定するメーターを亡失し、又は損傷したときは、メーター亡失(損傷)届出書により届け出なければならない。

(水道使用者等の届出)

第13条 [略]

- (1) 水道の使用を開始し、休止し、又は廃止するとき 水道使用(開始・休止・廃止)届出書
 - (2) 用途を変更するとき 水道用途変更届出書
 - (3) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき 水道使用(使用者・所有者・管理人)異動届出書
 - (4) 管理人又は給水装置の所有者の変更があったとき 給水装置(所有名義・管理人名義)変更届出書
 - (5) 連合専用給水装置の使用戸数に異動があったとき 連合専用給水装置世帯数異動届出書
 - (6) 消防用として水道を使用したとき 私設消火栓使用届出書
- (料金等の減免の申請)

第23条 条例第32条に規定する料金等の減額又は免除は、水道料金等減免申請書の提出をさせて行う。

(様式)

第29条 次の表に掲げる文書の様式は、管理者が定める。

文書の名称	関係規定
給水装置工事申請書及び設計書	第4条第1項

<p>第29条 [略]</p> <p>第1号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第1号様式の2(第4条関係) [略]</p> <p>第2号様式(第4条第2項関係) [略]</p> <p>第3号様式(第8条第3号関係) [略]</p> <p>第4号様式(第9条関係) [略]</p> <p>第4号様式の2(第9条関係) [略]</p> <p>第5号様式(第11条第1項関係) [略]</p> <p>第6号様式(第11条第2項関係) [略]</p> <p>第7号様式(第12条関係) [略]</p> <p>第8号様式(第13条第1号関係) [略]</p> <p>第9号様式(第13条第2号関係) [略]</p> <p>第10号様式(第13条第3号関係) [略]</p> <p>第11号様式(第13条第4号関係) [略]</p> <p>第12号様式(第13条関係) [略]</p> <p>第13号様式(第13条第6号関係) [略]</p> <p>第14号様式(第23条関係) [略]</p>	<table border="1"> <tr> <td>給水装置工事承認書</td> <td>第4条第2項</td> </tr> <tr> <td>利害関係人の同意書又は申込者の誓約書</td> <td>第8条第3号</td> </tr> <tr> <td>給水申込書</td> <td>第9条</td> </tr> <tr> <td>代理人選定(変更)届出書</td> <td>第11条第1項</td> </tr> <tr> <td>管理人選定届出書</td> <td>第11条第2項</td> </tr> <tr> <td>メーター亡失(損傷)届出書</td> <td>第12条</td> </tr> <tr> <td>水道使用(開始・休止・廃止)届出書</td> <td>第13条第1号</td> </tr> <tr> <td>水道用途変更届出書</td> <td>第13条第2号</td> </tr> <tr> <td>水道使用(使用者・所有者・管理人)異動届出書</td> <td>第13条第3号</td> </tr> <tr> <td>給水装置(所有名義・管理人名義)変更届出書</td> <td>第13条第4号</td> </tr> <tr> <td>連合専用給水装置世帯数異動届出書</td> <td>第13条第5号</td> </tr> <tr> <td>私設消火栓使用届出書</td> <td>第13条第6号</td> </tr> <tr> <td>水道料金等減免申請書</td> <td>第23条</td> </tr> </table> <p>第30条 [略]</p>	給水装置工事承認書	第4条第2項	利害関係人の同意書又は申込者の誓約書	第8条第3号	給水申込書	第9条	代理人選定(変更)届出書	第11条第1項	管理人選定届出書	第11条第2項	メーター亡失(損傷)届出書	第12条	水道使用(開始・休止・廃止)届出書	第13条第1号	水道用途変更届出書	第13条第2号	水道使用(使用者・所有者・管理人)異動届出書	第13条第3号	給水装置(所有名義・管理人名義)変更届出書	第13条第4号	連合専用給水装置世帯数異動届出書	第13条第5号	私設消火栓使用届出書	第13条第6号	水道料金等減免申請書	第23条
給水装置工事承認書	第4条第2項																										
利害関係人の同意書又は申込者の誓約書	第8条第3号																										
給水申込書	第9条																										
代理人選定(変更)届出書	第11条第1項																										
管理人選定届出書	第11条第2項																										
メーター亡失(損傷)届出書	第12条																										
水道使用(開始・休止・廃止)届出書	第13条第1号																										
水道用途変更届出書	第13条第2号																										
水道使用(使用者・所有者・管理人)異動届出書	第13条第3号																										
給水装置(所有名義・管理人名義)変更届出書	第13条第4号																										
連合専用給水装置世帯数異動届出書	第13条第5号																										
私設消火栓使用届出書	第13条第6号																										
水道料金等減免申請書	第23条																										
<p>備考</p>																											

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 10 号
令和 8 年 6 月 2 日
掲 示 済

公共下水道の供用及び下水の処理開始について

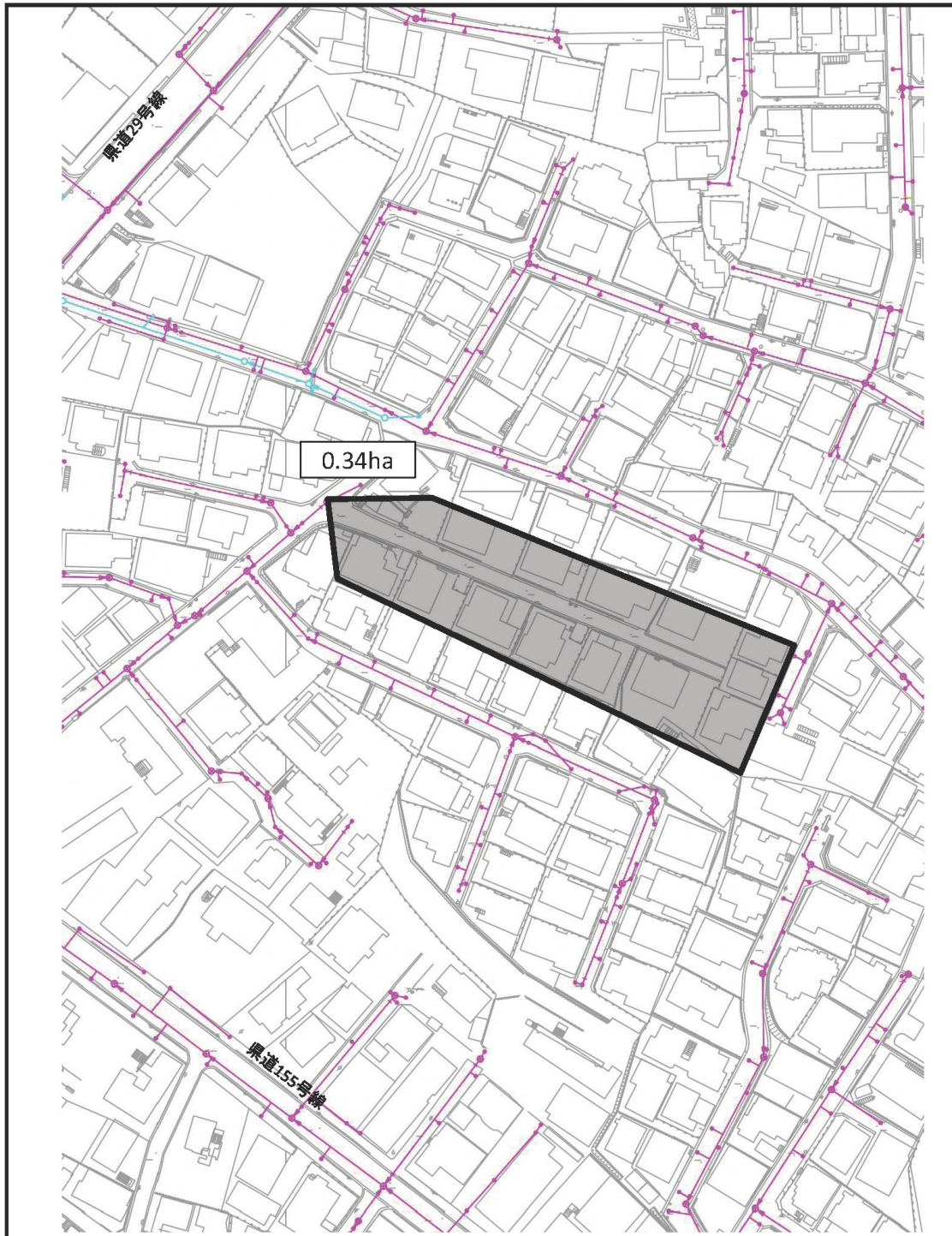
下水道法第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき第 79 次の公共下水道の供用及び下水の処理開始を次のとおり公示する。

その関係図面は令和 8 年 6 月 2 日から 15 日間、那覇市上下水道局上下水道部 下水道課において一般の縦覧に供する。

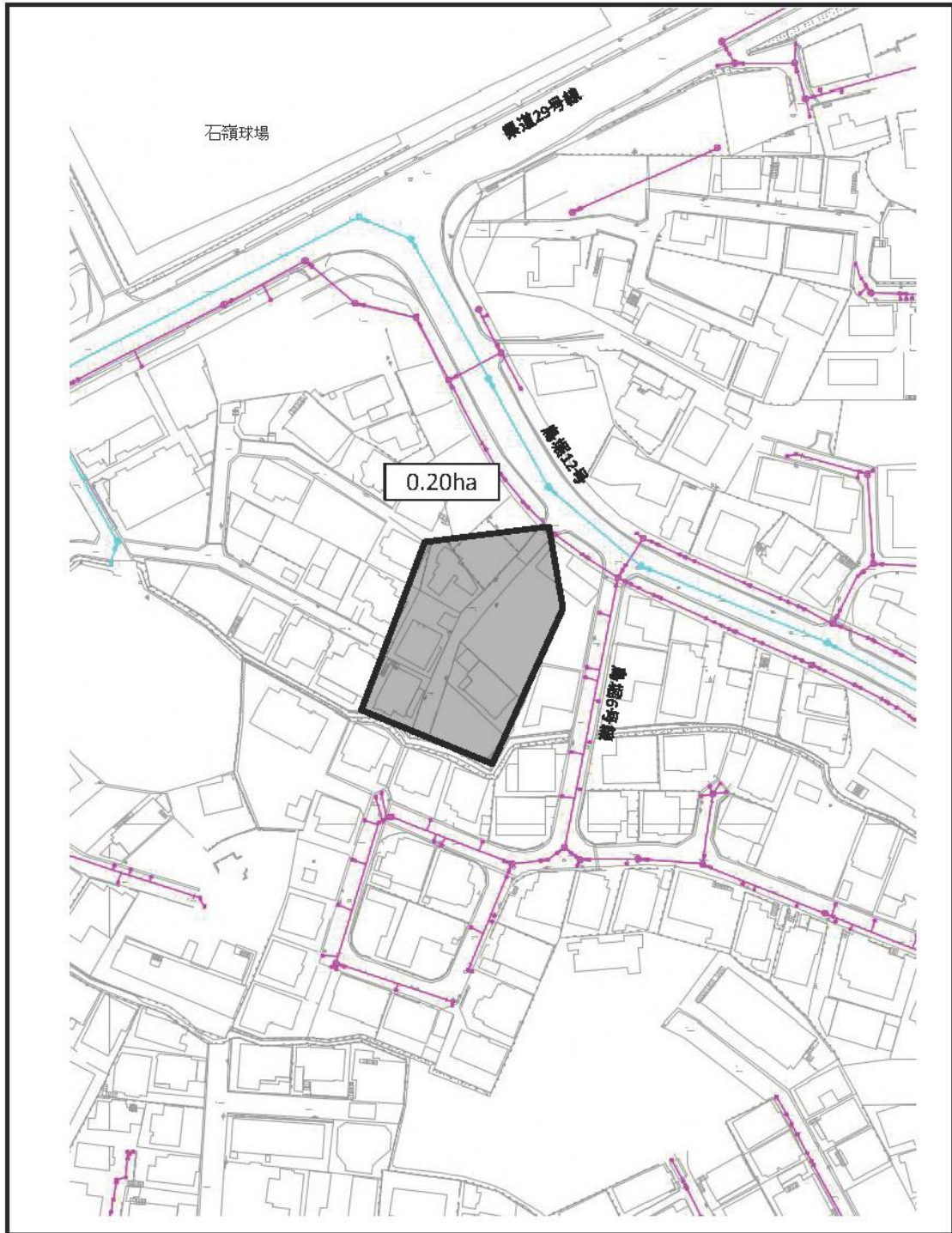
那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和 8 年 6 月 2 日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 (汚水)
首里石嶺町地内の一部、首里山川町地内の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 (汚水)
前項に示す区域 (別紙図示)
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
那覇市西 3 丁目 10 番 1 号 那覇浄化センター

第79次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
首里石嶺町地内



第79次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
首里烏堀町地内



選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 3 号

令和 8 年 6 月 2 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5, 070 人

2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

42, 250 人

3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

84, 500 人

那覇市選挙管理委員会告示第4号
令 和 8 年 6 月 1 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項ただし書きの規定により、
選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更した。

登録の日

6月定時登録 令和8年6月2日

監査委員告示

那覇市監査委員告示第 2 号

令和 8 年 5 月 25 日

掲 示 済

那覇市監査委員	新 垣 淑 博
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	比 嘉 啓 登

包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 1 項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
仲間 友洋	
野村 嘉伸	
宮寺 孝典	

2 監査の事務を補助できる期間

令和 8 年 5 月 26 日から令和 9 年 3 月 31 日まで